

(案)

(追加資料)

府消委第 号
平成 年 月 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

消費者委員会
委員長 高 巖

答 申 書

平成29年10月10日付け消取引第343号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

特定商取引に関する法律第26条第1項第8号二に規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）別表第2（第5条、第5条の2関係）の改正を行うことについて

以上

別紙

対象となる業務

住宅宿泊仲介業者が行う住宅宿泊仲介業務
(住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第8項)

以上